

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、熊本県リスクレベルが4（特別警報）における部活動の実施については、以下の点に留意すること。

※令和3年4月6日付教政発第7号と変更した部分は、太字、アンダーラインで表示しています。

1 実施にあたっての留意事項（運動部・文化部共通）

- (1)活動前に風邪の症状（発熱、咳や喉の痛み等）がないか、健康観察を必ず実施し、風邪の症状がある児童生徒、または体調がすぐれない児童生徒は参加させないこと。また、活動中に体調が悪くなった児童生徒については、速やかに休ませ、保護者へ連絡し、児童生徒の健康安全を最優先に対応すること。
- (2)練習や練習試合（地域行事）、大会等の参加に当たっては、児童生徒本人・保護者の意向を尊重すること。また、「生徒が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は一時的に控えるなど、適切に対応すること。
- (3)部活動に伴う登下校中及び部活動前後の部室における飲食をすることを控えるよう指導を徹底すること。
- (4)活動場所については可能な限り屋外で実施することが望ましいが、気温が高い日は熱中症に気を付けること。
- (5)連続した練習時間はできる限り短くするとともに、常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行うこと。また、飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。
- (6)部活動中の児童生徒との間隔はできるだけ2m（最低1m）を確保すること。
- (7)感染症拡大防止の観点から各連盟協会、施設のガイドラインや方針等の最新情報を確認しながら、実施すること。
- (8)更衣室や部室の利用に当たっては、短時間での利用や多数で一斉に利用しないこと。
- (9)給水用のボトルやコップ、汗拭きタオル等の道具の共用を避けること。
- (10)練習以外の時間は原則マスクを着用し、練習前後や休憩時に水分補給、手洗いを行うこと。ただし、マスクの着用については、熱中症が発生する可能性が高い気候条件と判断される場合は、2mの間隔を取り、マスクを外す等対応すること。
- (11)昼食時においては、飛沫を飛ばさないような席の配置（向かい合わせでの食事を行わない等）や食事中マスクを外した状態での会話は行わないこと、マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食以外の全ての飲食の場面においても同様とする。

2 実施にあたっての留意事項（文化部）

- (1)合唱及び管楽器等の演奏は、近距離（2m以内）かつ向かい合っただけの活動は避けること。
- (2)合唱時はマスクを着用すること。実施にあたっての留意事項（文化部）
- (3)マスク着用により息苦しさを訴えた児童生徒には、一時マスクを外して休ませること。
- (4)合唱や演奏後は、唾液の処理等も適切に行うこと。

3 県外遠征・合宿、大会（コンクール）・練習試合（地域行事）等について

(1) 県外遠征について

県外遠征（県外の学校との合同練習や練習試合、大会参加）は控えること。

ただし、通信による大会、学校体育団体・競技団体・文化団体が主催・共催する公式大会、コンクールへの参加は除く。参加する場合は、最新の感染情報を確認した上で慎重に判断すること。

（熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部）



<https://bit.ly/2QCVThe>

(2) 合宿について

- ① 高等学校については、県外での合宿を控えること。県域内で合宿を行う場合においても、実施理由を明確にするとともに、感染状況に関する最新の情報を確認し、慎重に判断するとともに、長期日程とならないよう配慮すること。
- ② 中学校の合宿は控えること。

(3) 練習試合(地域行事)、大会(コンクール)等について

- ① 練習試合(地域行事)については、感染状況に関する最新の情報を確認し、小学校は市域内、中学校、高等学校は県域内とする。
- ② 県域内の大会(コンクール)への参加については、感染状況に関する最新の情報を確認し、慎重に判断すること。
- ③ 合同部活動について実施する場合は、感染状況に関する最新の情報を確認すること。

(4) 実施前に行うこと

- ① 交通手段や宿泊のキャンセル等への対応等もあらかじめ確認しておくこと。
- ② 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)をインストールすること。また、できるだけ参加生徒も同アプリをインストールすること。
- ③ 練習試合や合同練習の企画・実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえ、部活動担当者のみで行わず、学校として責任をもって、大会参加時と同様の感染拡大防止の対策を講じること。

(5) 実施中に行うこと

- ① 3密を避けた新しい生活習慣の徹底を行うこと。
- ② 移動にマイクロバス等を利用する場合は、マスクを着用し換気を行うこと。また、可能な限り利用者の座席を離し、密を避け目的地以外の立ち寄り、必要最小限とすること。
- ③ 宿泊及び寮や寄宿舍における生活については、令和2年9月9日付け教指発第643号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(通知)を参考に感染対策を徹底すること。
- ④ 大会(コンクール)等会場での会食や更衣室の使い方も感染拡大防止の対策を講じること。

(6) 実施後に行うこと

- ① 帰宅後2週間程度の検温等の記録を確実に取るなど、遠征や合宿後の健康観察にも努めること。

4 その他

感染者や濃厚接触者になった児童生徒が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷等の対象とならぬよう、最大限配慮し対応すること。

参考資料

・令和3年4月6日付教政発第7号「新型コロナウイルス感染症に関する対応について(通知)」

※この内容は令和3年4月20日時点のものであり、今後の感染状況によっては、対応を見直すこともあります。